

令和6年6月1日

一般名処方加算に関する掲示

当院の院外処方箋は、後発医薬品のある医薬品については「一般名（有効成分名）」で処方いたします。

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。

これにより調剤薬局において、

- ・「先発医薬品」
 - ・「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」の
- どちらかを患者様に選んでいただくことができます。

また、薬品の供給不足が生じた場合でも、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができるので、必要な医薬品が提供しやすくなります。

薬の安定供給や後発医薬品の使用促進のため、国の政策として推進されています。ご理解とご協力をお願いいたします。

社会医療法人社団医善会 いずみ記念病院